

江戸川区立小・中学校における特別支援教室での指導・支援（１）

特別支援教室とは？

＊特別な指導を必要とする児童・生徒が、在籍学級における学習上又は生活上の困難の改善・克服を図るため、一部の時間（月1～週8時間程度）校内の別の教室で指導を受けられる制度です。

在籍学級

学級担任・教科担任



指導・支援の工夫

特別支援教室

巡回指導教員



自立活動の指導



＊特別支援教室には、巡回指導教員以外にも、心理の専門家や特別支援教室専門員等が関わります。

対象となるのは？

- ＊通常の学級に在籍している児童・生徒です。
- ＊通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒です。

落ち着きがなく、授業中ずっと座っていることが難しい

文字を読んだり書いたりすることが難しい

気持ちをコントロールしたり、相手に伝えたりするのが難しい

知的発達の遅れや、不登校の児童・生徒は対象とはなりません。

江戸川区立小・中学校における特別支援教室での指導・支援（2）

どのような指導をするの？

- * 在籍学級における学習上又は生活上の困難の改善・克服を図るための指導（自立活動）を行います。
- * 一人一人の特性や発達段階等に応じた指導目標を設定して指導を行います。

〈特別支援教室での指導例〉

その場に合った適切な言葉遣いや表現方法を身に付けさせる指導



スケジュールの自己管理の方法や学習の進め方を身に付けさせる指導



バランス感覚や触覚、運動感覚を高める指導



教科の補習や学習の遅れを取り戻すための指導は行いません。

どのくらいの間、指導を受けるの？

- * 原則の指導期間は1年間です。
- * 指導目標が達成されれば退室となります。
- * 在籍学級において他の児童・生徒と共に有意義な学校生活を送ることができるように、退室後も、指導・支援の工夫を続けていきます。

〈在籍学級での支援例〉

学習に集中しやすい環境整備



ICT機器を活用した授業

分かりやすい指示や言葉かけ



- * 定期的にお子さんの成長を振り返り、指導・支援の方法を改善していきます。
- * 目標達成までに時間を要する場合は、指導の継続や別の支援策等、お子さんに合った方法を検討します。